

令和7年度第2回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和7年7月29日（火）13:33～14:29

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室

（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階）

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、五領田委員、園田委員、武井委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、竹本委員、長岡委員

使用者代表委員

阿部委員、武内委員、西岡委員、八塚委員

事務局

常盤愛媛労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、
河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 3 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額決定の目安の伝達について
- 4 愛媛県最低賃金に係る意見について
- 5 その他
- 6 閉 会

議事

○賃金室長

お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、労働者代表の野村委員、使用者代表の小池委員が欠席されておりますが、13名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いたします。

○森本会長

ただ今から、第2回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。

7月3日の第1回本審で、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。必要性の有無について審議を行った小委員会の結論について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

愛媛県特定最低賃金の必要性の有無につきましては、7月24日の小委員会で審議を行っていただきました。

報告書としてとりまとめた小委員会での結論を朗読させていただきます。

資料は72ページのNo.8を御覧下さい。

○賃金指導官

(小委員会報告を朗読)

○森本会長

それでは、ただ今の小委員会報告書のとおり、申出のあった4業種を改正の必要性有りと思いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本会長

ありがとうございます。それでは、事務局は、答申文の作成をお願いいたします。

しばらくお待ち下さい。

(答申文作成)

○森本会長

それでは、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について、答申いたします。

(答申文を会長から愛媛労働局長へ手交)

(答申文写しを各委員に配布)

○森本会長

事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

○賃金指導官

(答申文を朗読)

○賃金室長

ただ今、愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について答申をいただきましたので、愛媛労働局長から愛媛県特定最低賃金の改正決定についての諮問を行わせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

(諮問文を愛媛労働局長から会長へ手交)

(諮問文写しを各委員に配布)

○森本会長

事務局は、諮問文の朗読をお願いいたします。

○賃金指導官

(諮問文を朗読)

○森本委員

ありがとうございました。

ただ今、愛媛県特定最低賃金4業種の改正決定についての諮問を受けましたので、審議して参ります。

つきましては、最低賃金法第25条第2項の規定により、愛媛県紙、パルプ製造業はじめ4業種の最低賃金専門部会を設置いたします。

なお、この4業種の専門部会における採決につきましては、7月3日の第1回本審で合意しておりますとおり、全会一致で結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとなります。

次に、特定最低賃金専門部会の委員候補者推薦の日程等について、事務局から説明願います。

○賃金室長

専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命にあたっては、関係者に対する推薦の公示を行う必要があります。

本日の改正決定の諮問を受けて、8月1日に公示を行います。

推薦の締め切り日は、8月22日（金）となります。

併せて、関係労働者及び関係使用者の意見聴取についても公示を行います。公示期間は、委員の任命と同じく8月22日（金）までとなります。それまでに、愛媛県特定最低賃金の改正決定について意見を述べる方は、「意見書」を愛媛地方最低賃金審議会あて提出いただきます。

特定最低賃金の発効日を従来どおり、令和7年12月25日（木）とした場合、遅くとも10月24日（金）までに答申をいただく必要があります、審議日程もタイトになります。このため、第1回の専門部会は、特定最低賃金合同専門部会として9月26日（金）午前を開催させていただきたいと考えております。

また、例年は合同専門部会当日に日程調整を行っておりましたが、本年度はそれまでに大方の日程を調整させていただいた上で、当日に日程を決定したいと考えております。

御理解、御協力をお願いします。事務局からは以上です。

○森本会長

それでは、本年度も第1回の専門部会は、9月26日（金）午前に特定最低賃金合同専門部会として開催することよろしいでしょうか。

（一同同意）

○森本会長

ありがとうございました。それでは、関係委員の皆様は日程の確保をお願いいたします。

それでは、議事項番3「中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の日安の伝達について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○労働基準部長

現時点で中央最低賃金審議会からの目安金額は示されておられません。

本日第4回の目安小委員会が行われますが、本日以降に目安が示されることになるかと思えますけれども、目安金額が示され次第、委員の皆様にお知らせした上で、第1回の専門部会において、目安の伝達を行うこととさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○森本会長

ただ今の説明について、御質問等あればお願いいたします。

(質問等なし)

○森本会長

質疑が無いようですので、次の議事に移ります。

続きまして、議事項番4「愛媛県最低賃金に係る意見について」に入ります。

第1回本審において、事務局から説明がありましたように、「愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示」を、7月24日(木)まで行っていただきました。

意見書の提出状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料35ページの資料No.4のとおり、7月24日までに、愛媛地方労働組合連合会 議長 今井正夫氏、コープえひめ労働組合 執行委員長 今井清志氏、愛媛地方労働組合連合会 青年部 部長 山内佑樹氏、日本自治体労働組合総連合 愛媛県本部 書記次長 堀川孝行氏、愛媛県教職員組合 中央執行委員長 加藤諭氏、愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会 中央執行委員長 清家理栄氏、愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会 顧問 佐伯育昭氏、新日本婦人の会愛媛県本部 事務局長 水野真理子氏から計8件の意見書の提出がありました。

提出された意見書は、資料37ページ以降の資料No.5にございます。

本日は、今井正夫氏と堀川孝行氏が、陳述を希望されており、傍聴席におられます。事務局からは以上でございます。

○森本会長

本日は2名の方が、陳述希望のため、お見えになっているとのこと。

委員の皆様を確認させていただきますが、お二人の方から、陳述していただくことでよろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本会長

それでは、ただ今から意見陳述を受けることとします。

意見を述べる方は、所属している事業所や団体の名称とお名前を言われてから、意見

を表明して下さい。合計で 15 分程度を予定しておりますので、簡潔にお願いいたします。

それでは、堀川さん御意見を述べて下さい。

○堀川書記次長

自治労連愛媛県本部で書記次長をしています堀川と申します。

今日は愛媛労連青年部の方から登録をさせていただいているので、同青年部と自治労連の主張と混ぜて意見として発表したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最低賃金制度による課題ですが、生計費と比較して、いわゆる生存権が保障されていない、この間、物価高騰や世界的に比較しても賃金が上がっていないこととの相関が指摘されており、地域間ごとに格差があり、更にそれを助長するように目安ランク制度が設けられ、最低賃金額が高い地域へ労働人口が流出し、人口減、労働力不足が起きていることが、あげられると思います。

最低賃金について、「失われた 30 年」という指摘があると思うのですが、この間を見ても、「企業はしっかり稼いでいたけれど、それを設備投資や給与アップに回さなかった時代」と指摘がありました。この 30 年ほど、不安定な非正規雇用を拡大し、労働環境が悪化した。企業の業績は非正規雇用によって、上乘せされたのではないかと考えられると思っていますし、実際に非正規雇用が労働人口の全体の 4 割を占める状況になっております。

そのことで、やはり最低賃金を引き上げることが、そうした労働者の賃金引き上げに有効だということは、何度も主張してきました。

全労連青年部が、青年対象にアンケートを行っておりますが、賃上げ分、例えば昨年は最低賃金が結構上がりましたが、これをどのようにしたいかという問いについては、貯蓄に充てたいという意見が最も多く、次いで結婚や出産、子育て、住宅や年金など、今後の生活全般に不安を抱いていることが明らかになっております。

青年部の意見であります。非正規雇用労働者に占める 65 歳以上の割合が高まっているという指摘もあり、「賃金が低い」という問題が、若年層にとどまらない問題になってきています。

生計費原則からすれば、大幅な引上げが切実に求められる状況です。生計費は憲法の問題になりますが、最低賃金法自体も憲法 25 条の条文が含まれておりますし、労働基準法第 1 条では、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定められているわけで、最低賃金がそれらを上回らなければならないと思っております。

現在の愛媛の最低賃金が 956 円ということで、150 時間換算で、月 143,400 円になります。物価高騰が続いており、賃金はそれに見合うように上がっていかなければならないと考えております。

生計費は、ただ生きるためだけの賃金ではないということで、全労連も最低生計費の考えをお知らせしております。時間額で1,500円前後必要だということ、これまでも何度か審議会でもお示したわけではありますが、物価高騰を考慮した再計算したものがございまして、それによれば、やはり150時間換算で、時給では1,700円から1,900円程度が必要というような状況がありました。

愛媛県最低賃金の現在の額とかなり差がありますので、それらを踏まえて、引き上げをしていく必要があると考えております。

最低賃金の格差是正については、人口流出、それから年収増加というものも関連しておりますし、賃金ということでは、どこで働いても同じ賃金をもらえるなら地元に戻りたいという意見も多数ありますので、この点を踏まえていただいて、例えば全労連は全国一律制を主張していますが、こういうような制度も必要だと思います。

今回、徳島の事例を述べさせていただきますが、84円引き上げたということで、全労連の東海・北陸ブロックは7月4日、徳島県庁の担当者を招いてオンライン学習会を開催しております。県の担当者の問題意識としては、近隣他県との賃金格差が顕著であり、23年度は全国2位のワースト水準で、人口流出の一因となっており、地方創生・持続的・地域経済の発展のためには、最賃引き上げが不可欠という課題をあげられました。

そのうえで、知事を先頭に、様々な要請をされており、今回の84円の引き上げを示したということになっております。このことによって兵庫との格差が105円から72円に縮小し、合わせて賃上げに伴う事業者向けの県独自の支援策を作って支援を行っているということです。

この影響については、実質賃金は24年8月以降9か月連続で前年同月比プラス、物価上昇を上回る形で推移、有効求人倍率は大きな変動なし、企業倒産件数は、例年並みで推移し、大幅引き上げによる倒産急増はみられなかったと報告があったそうです。

単純に上げればいいとはいませんが、国の施策と補完する形での独自支援策や、フォローアップの徹底によって可能になったと示された例になったと思います。

愛媛地方最低賃金審議会も、県ぐるみで「一体幾らぐらいがいいのか」、「幾らぐらいが適当なのか」ということを、検討していただきたいと思います。目安からではなく、愛媛県は幾らが必要なのかということを検討していただきたいということをお願いしまして、意見といたします。

以上です。

○森本会長

ありがとうございました。続きまして、今井さん御意見を述べて下さい。

○今井議長

愛媛労連の今井と申します。愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと、全国一律最低賃

金制度の実現を目指す意見書ということで、意見書を出させてもらっています。

愛媛労連は、愛媛地方最低賃金審議会に対して、物価高騰の下で広がる格差の是正を求めて、地域経済再生のための愛媛県最低賃金 1,500 円引き上げと、全国一律制度の実現を求めたということで、まず 1 点目は愛媛県の最低賃金引き上げということで、最低賃金を改善してほしいということです。

皆さんもご存じだと思いますが、2025 年 5 月の消費者物価指数は、前年比 3.7%で、2025 年 1 月からの飲食料品の値上げというのは、実は昨年以上の品目に上回っていくだろうということが予測されております。お米も当然高騰しています。

しかし、厚労省の毎月勤労統計における実質賃金については、4 か月連続減少ということになっております。これは長い目で見ても、実質賃金が上がらない状況がまだ打開されておられません。

愛媛労連では、「働くみんなの要求アンケート」を駅頭でしたり、県内のマンションやアパートに約 8 千通配布しております。その中の返事には、「最低賃金は上がったが、物価高騰には追いついていない」というものもありましたし、本当に今の物価高騰の中で、労働者が苦しいということを 7 割近く回答が寄せられております。

私ども全労連は、全国の 28 都道府県で約 5 万人の協力で、「最低生計費資産調査」というものをやらせていただきました。これは「マーケットバスケット方式」で、最低生計費資産調査を行うわけですが、各都道府県で 25 歳前後の単身で生活されている方が、実際に調査をすると、この近くでは高知県高知市であったり、大分市であったり、最賃で一番低い沖縄県那覇市もあれば、東京や大阪等もあります。

この調査は、実はサンプル数自身は数百から数十なのですけれども、これ自体の調査は、だいたい最低各県 500 件から一番多いところは 9,500 件データを上げています。ですから年齢も色々な年齢、20 代から 60 代までの方の調査の中の該当する 25 歳とかの 20 代だけのサンプルを出して、一人暮らしの生計費を調べてみました。特徴はよく言われるのですが、東京や首都圏、関東は生活費が高くて地方は安いといわれていますが、実際に項目で見ますと、住居費等は、東京などが高いです。しかし、特に交通費は交通機関が発達していますから、低いのです。ところが、高知や沖縄、この周辺では広島や岡山でもそうですが、通勤に車やバイクを使わないといけないので、その分を実際に交通費に加味しますと、全国的に生計費は変わりがないという中身で、実は、私どもが調査を始めた 2015 年時点でも 1,500 円でした。

その後、実は今回、調査結果のアップデートを行い、この調査をしたら、そのことを物価の指数の中で、今の物価の高騰に合わせて、金額の修正をしています。そうなりますと、最低でも 1,700 円から 1,900 円といった 2,000 円近くが最低限の生計費として必要だと出ているのが今の結果でありまして、1,500 円でも足りない状況ですが、この間、一貫して私どもは 1,500 円必要だといってきました。合わせて、お隣の韓国でも調査をしておりまして、1963 年から政府自身、統計庁が毎年約 3,000 人の毎日の家計簿調査の

集計を半年取って、半年休んで、また半年取って、20代から60代までの調査を行っております。そこで生計費を出し、それが実際の審議会の資料として、そのことを基に韓国は最賃の決定をしているそうです。そういう形で、是非、最賃調査、本当は国がしていただいた方が、私どもがしてもどうしてもデータが少なくなってしまうので、全国的にしてもらったらいいと思います。

今回の資料にも付いております「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」の中に出ている「賃上げこそが成長戦略の要である」、私もこの言葉について非常に注目しております。そういう意味で最低賃金についても、加重平均1,500円に、未だに愛媛は到達していないことはありつつも、基本的にこのことに注目しております。現在の愛媛の最低賃金956円から1,500円に引き上げることを求めます。

二番目は地域間格差是正の問題です。これについては私どもが付けた資料の「最低賃金の金額と人口の流出について」です。これは一目でわかるので多くは語りませんが、地域間格差を無くして欲しいということ、そして、これは診療報酬や介護報酬などでも全国一律ですが、実際の医療や福祉の所定内賃金は、地域別最低賃金の最低賃金額とリンクしております。非常に公務員賃金、生活保護、年金制度の格差となって、人口流出が止まらない状況、愛媛でも人手不足が非常に深刻な状況、この格差是正に向けた全国一律を審議会として政府に意見を出すよう求めます。

三番目は中小企業の賃金引き上げに向けた抜本的な支援を求めるということです。この間、国としても業務改善助成金等をしてきました。しかし、まだまだ不十分だと思いますし、今、松山市も昨年から中小企業への支援制度を始めて、約800社、総額で2億円、昨年補助が出ていて、今年も継続しているそうです。地方自治体もそういう努力を岩手だとか、奈良だとか、群馬でもしています。是非、このことを国が本来すべき内容を含めて、審議会としても御意見をいただきたいということです。

以上です。

○森本会長

ありがとうございました。ただ今の意見表明につきまして、委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

(質問なし)

○森本会長

ありがとうございました。それでは、陳述者の方は席にお戻り下さい。
続いて、事務局より他の方の意見書について紹介をお願いいたします。

○賃金室長

事務局から意見陳述がなかったものについて、紹介いたします。

まず、資料 41 ページのコープえひめ労働組合執行委員長今井清志氏より、「愛媛地方の最低賃金大幅引き上げを求める意見書」ということで、長く続く物価高騰により、正規職員以上に非正規職員は生活に苦しんでおり、物価高騰で苦しむ中でも、健康で文化的な人間らしい最低限度の生活ができるように、愛媛で働くすべての非正規職員の生活を楽しむためにも、愛媛県の最低賃金の大幅引き上げをお願いするものです。

また、最低賃金の引き上げには国の補助金をはじめ、地方自治体の企業への支援が必要不可欠です。最低賃金審議会から国や地方自治体への働きかけを要望する意見が提出されました。

次に資料 49 ページの日本自治体労働組合総連合愛媛県本部書記次長堀川孝行氏より、「愛媛県最低賃金の 2025 年度改定についての意見」ということで、労働者の負担増を解消するため、生計費にもとづき 8 時間働けば普通に暮らせる最低賃金額への大幅な引き上げ、生活保障の 1,500 円、物価高騰を反映した生計費をもとにした 1,700 円への到達を求めるものです。

愛媛県の最低賃金の額が中央目安にとどまらず、いくらが適当かについて審議会で議論を行っていただきたい。

人口流出に歯止めをかけ、地域を維持・発展させるという観点から「全国一律制度」実現を要望し、地域間格差を拡大する「目安ランク制度」の廃止・是正を審議会として意見することを求めるというものです。

次に資料 53 ページの愛媛県教職員組合中央執行委員長加藤諭氏より、「愛媛県最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」ということで、愛媛県最低賃金は、愛媛県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、時間額 1,500 円を要求するものです。

次に資料 55 ページの愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会中央執行委員長清家理栄氏より、「意見書」ということで、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度を求めます。それには、国や地方自治体による、雇用主への支援策拡充が不可欠であると考えているという意見です。

次に資料 57 ページの愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会顧問佐伯育昭氏より、「愛媛の最低賃金を時給 1,500 円以上の引き上げを求める意見書」ということで、依然として続く食料品を含む物価の高騰により、愛媛県内で働く農協職員の生活は苦しいままで推移しており、農協で働くすべての職員の賃金底上げにつなげるためにも愛媛県の最低賃金を時給 1,500 円以上の引き上げを求め、愛媛県の最低賃金の大幅な引上げを実施していただくとともに、どこで働いても普通の生活ができるよう全国一律最低賃金制度の早期実現を政府に働きかけていただくよう求めるものです。

最後に資料 59 ページの新日本婦人の会愛媛県本部事務局長水野真理子氏より、「最低賃金の抜本的な引き上げを求める意見書」ということで、どこに住んで生活していても、必要な物の値段は変わりません。昨今の異常な物価高騰では一日でも早く「最低賃金は

全国一律でせめて1,500円に」の願いは切実です。愛媛県に住み、暮らし、働く多くの人たちが安心して住み続けられるよう最低賃金を引き上げることを強く求めるものです。

紹介は以上です。

○森本会長

ありがとうございました。愛媛県最低賃金の改正決定の審議に当たりましては、ただ今の御意見も参考としてまいります。

○賃金室長

関連して、報告させていただきます。

資料 61 ページと 62 ページに資料No.6 として付けておりますが、愛媛地方労働組合連合会から、7月 24 日に提出されました「愛媛地方の最低賃金を直ちに 1,500 円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請署名」と題する 1,340 筆の個人署名が提出されました。

愛媛の最低賃金を 1,500 円以上に引き上げることや、愛媛県最賃の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する支援を行うことが請願項目とされております。

御報告するとともに審議会にお渡しします。

(事務局から会長へ請願書を手交)

○森本会長

ただ今受け取りました要請の内容にも配慮しながら、審議を進めてまいります。議事項番 5 「その他」に入ります。

事務局から、愛媛県最低賃金の今後の審議スケジュールの説明がありますので、お願いいたします。

○賃金室長

地賃専門部会の日程について、

第 1 回専門部会は、8 月 5 日（火）13 時 30 分から、

第 2 回専門部会は、8 月 8 日（金）13 時 30 分から、

第 3 回専門部会は、8 月 19 日（火）10 時 00 分から、

それぞれ開催を予定しております。

事務局からは以上でございます。

○森本会長

あらかじめ用意された議題はすべて終了しておりますが、資料の中で、説明いただけていないものもありますので、事務局より説明願います。

○賃金室長

資料 63 ページの資料No. 7 を御覧下さい。

7月18日に発表されました愛媛県金融経済概況です。

1の概観では「愛媛県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。」として、4行目前半で「こうした中、生産は、弱い動きとなっている。」とされており。

次に産業別の動向を、愛媛の特定最賃5業種について見ますと、「大型小売店販売」は、「持ち直している」とされており。

次の64ページには業種別の生産動向があり、「紙、パルプ」では、「減少している。」とされ、「はん用・生産用機械」では、「横ばい圏内で推移している」とされ、「電気機械」では、「低調に推移しており」とされ、「造船」では「高操業となっている。」とされています。雇用・所得面環境は、「緩やかに持ち直している。」とされており。

お手元に第1回愛媛県最低賃金専門部会の資料を配布しております。他に別冊資料がありまして、それについては現在作成中ですので、後日、審議会委員の方には事前に郵送を予定しております。別冊資料は、具体的な金額審議において参考となるものですので、専門部会の委員の皆様には、予め目を通していただく時間にも配慮して郵送いたします。

専門部会当日は、資料の説明も行いますので、忘れずに御持参をお願いします。

以上です。

○森本会長

ただ今の事務局からの資料説明について、御質問等はございませんか。

(質問等なし)

○森本会長

予定された議事としては以上ですが、委員の皆様何かございましたら御発言願います。

(発言なし)

○森本会長

以上をもちまして、第2回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

なお、愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会は、8月5日(火)10時

00 分から若草合同庁舎 7 階共用大会議室で開催いたしますので、専門部会委員に任命された委員の方は、よろしくお願いいたします。